

報告第23号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月11日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
23号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月25日

守谷市長 松丸修久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日

令和6年8月31日 午前11時45分頃

(2) 事故発生場所

守谷市内

(3) 事故の概要

○○○○○○○○様が普通自動車で走行中、街路樹の桜の枝
が落下し、左前部を損傷させた。

(4) 損害賠償額

132,583円

報告	頁数
23号	2